

公益財団法人全日本剣道連盟 通報制度運用管理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の倫理規程等の諸規程または法令等に抵触する可能性のある事案（以下「通報事案」という。）に関する通報もしくは相談の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とする。

(通報・相談窓口)

第2条 通報・相談の受付窓口（以下「相談苦情窓口」という。）は、全剣連ホームページ上に公開する。

(通報者・相談者)

第3条 相談苦情窓口の利用者は全剣連の会員、その親権者や代理人等のこれに準ずる者、および全剣連並びに全剣連の加盟団体の役職員、その他関係者とする。

(通報・相談の方法)

第4条 相談苦情窓口への通報・相談は、原則実名とし、全剣連番号もしくは所属する団体名、連絡先を記載の上、封書又は電子メール、FAXにて行うものとする。また、使用する電子メールは、通報者において、相談苦情窓口からの返信を受信可能な状態としておくものとする。

2 相談苦情窓口の具体的な利用方法は、全剣連のホームページや広報誌等に掲載し、その周知を図るものとする。

(不当な通報・相談の禁止)

第5条 通報・相談は、全剣連の会員等、および全剣連ならびに全剣連の加盟団体の役職員等における不正行為等が存在し、または存在すると合理的に信ずる場合のみに行うものとし、個人的利益のみを図る目的、私怨または誹謗、中傷を目的とした通報・相談は行ってはならない。

(全剣連の対応)

第6条 相談苦情窓口に通報・相談された全ての事案は、総務部門主幹が受け付け、総務担当理事及び専務理事に報告する。専務理事は内容を

精査の上、関係者と協議し、必要に応じて諮問予備審査会（綱紀委員会規則第8条）又は特別対策チーム等を設けて調査のうえ、対応方針を決定する。

- 2 通報事案はすべて記録する。また、すべての通報事案を倫理委員会に提出して意見を求めるものとする。

（協力義務）

第7条 通報事案の対象とされた個人や団体等は、通報事案の対象とされた事実内容の調査に際して協力を求められた場合には、特別対策チーム等による調査に協力しなければならないものとする。

（通報者への報告）

第8条 専務理事は必要に応じて、相談苦情窓口を通じて通報者に対して、対応方針および対応結果を報告するものとする。

（通報者への保護）

第9条 全剣連は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対するいかなる不利益となる取り扱いも行わないように、適切な措置を講じ、また関係団体にこれを講じさせるものとする。

- 2 全剣連は、通報者に対して不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、全剣連所定の規程等に従って、相当な処分を課すことができるものとする。

（守秘義務）

第10条 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、通報者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容を他に一切開示してはならない。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年10月12日から施行する。